

くらしの知識 インターネットでのポイントサービスに注意

【事例1】 スマートフォンに「ゲームサイトに登録するとポイントがもらえる。すぐ退会すれば無料」と広告が出てきた。サイト利用料はキャリア決済とし、翌日には退会手続きをした。後日、携帯料金を確認すると、利用料が請求されていた。業者に問い合わせると「サイトの退会とキャリア決済の解除は別。それぞれの手続きが必要」と言われた。納得いかない。

【事例2】 漫画アプリに「ポイントサイトに会員登録すればアプリ内で利用できるポイントがもらえる。30日間無料」と載っていたので、いくつか登録した。無料期間中にサイト内で何度も退会手続きをしたが完了しない。業者に電話してもつながらない。

インターネット上で、特定のサイトへの会員登録や指定商品の購入などで「ポイント」を得て、そのポイントを換金や課金などに利用する「ポイントサービス」に登録したが、サイトの解約ができない、もらったポイントより高額な支払いになったなどの相談が寄せられています。

【消費者へのアドバイス】

- ①利用前にサイトなどの事業者の所在地や連絡先、連絡方法などを確認しましょう。
 - ②利用規約を必ず確認し、ポイントの獲得条件、解約条件や解約方法などを十分把握したうえで利用しましょう。
 - ③広告やサイト登録時の画面などを、印刷やスクリーンショットで保存しましょう。また、付与されるIDやパスワードなどはしっかり管理しましょう。
 - ④困った時は、すぐに市や県の消費生活相談窓口にご相談しましょう。
- 問八潮市消費生活センター（受付は商工観光課） ☎0336、埼玉県消費生活支援センター川口 ☎048-261-0999

法律相談コラム 法律相談などで多い事例とそのアドバイス

遺言の作成

事例 私は高齢であり、いわゆる終活を始めました。その一環として、私が所有している財産について、遺族が揉めないように遺言を作成したいと考えています。遺言の作成にはどのような方法があるのでしょうか。

回答 遺言の作成には、3つの方法があります。1つ目は自筆証書遺言、2つ目は秘密証書遺言、3つ目は公正証書遺言です。以下では、実際によく見られる自筆証書遺言と公正証書遺言に絞って説明していきます。

まず、自筆証書遺言とは、自分で作成する遺言です。これを作成するには、遺言作成者が、その全文、日付および氏名を自書し、これに印を押さなければなりません。つまり、ワープロソフトなどで作った遺言は法的には無効なものになってしまうことに注意が必要です。なお、相続法改正で相続財産の目録（リスト）に限っては、パソコンで作成することが認められるようになりました。もっとも、このような条件を形式的にみただけでも、文章の表現・内容によっては、遺言作成者の思い通りに不動産の登記手続きができない、あいまいな文章のせいでかえって遺族が混乱に陥る、偽造が疑われやすいといった点が自筆証書遺言のデメリットといえるでしょう。

次に、公正証書遺言とは、公証役場で公証人の確認のうえで作成する遺言です。公証人という第三者が内容を確認するため、明確な内容で、かつ、後から偽造が争われにくいといったメリットがあります。一方で、相続財産の金額等に応じた手数料が必要になりますので、自筆証書遺言と異なり、金銭的負担が発生します。

遺言の作成にあたっては、内容のみならずその作成方法についても弁護士がアドバイスできますので、お気軽にご相談ください。

問埼玉県弁護士会越谷支部 ☎962-1188 石川智也（弁護士）

7月各種無料相談
★相談日が祝日の場合はお休みです（⑩を除く）。
※来庁（館・所）による相談は、中止や電話での相談になる場合がありますので、事前に各担当課へお問い合わせください。

①法律相談 問秘書広報課 ☎0373
法律上の諸問題についての相談（弁護士が対応）
☎毎週金曜日 午後1時20分～4時
場市民相談室
定8人（電話による事前予約制）
※2日前の水曜日午前9時から電話予約

②税理士相談 問秘書広報課 ☎0373
相続税など税金全般についての相談
※2週間前の月曜日午前9時から電話予約
☎7月5日（月） 午後1時～4時
場市民相談室
定6人（電話による事前予約制）

③不動産相談 問秘書広報課 ☎0373
マンションおよび不動産取引全般についての相談（宅地建物取引士が対応）
☎7月12日（月） 午後1時～4時
7月26日（月） 午前9時～正午
場市民相談室

④くらしの相談 問秘書広報課 ☎0373
日常生活の問題や国・県・市の行政サービスについての相談（行政相談委員が対応）
☎7月14日（水） 午後1時30分～3時30分
場市民相談室

⑤行政書士相談 問秘書広報課 ☎0373
官公庁へ提出する書類・申請書の作成、離婚・相続などについての相談
☎7月19日（月） 午後1時～4時
場市民相談室

⑥司法書士相談 問秘書広報課 ☎0373
土地・建物の所有権移転登記、相続などについての相談
※2週間前の木曜日午前9時から電話予約
☎7月15日（水） 午後1時～4時
場市民相談室
定6人（電話による事前予約制）

⑦DV相談 問人権・男女共同参画課 ☎0811
DV被害（配偶者からの暴力）について電話・面談による相談（女性相談員が対応）
☎毎週月・金曜日 午前10時～正午 午後1時～4時
※面談の場合は要予約
☎996-3955（DV相談支援室専用電話）

⑧女性相談 問人権・男女共同参画課 ☎0811
女性が抱えるさまざまな悩みについての相談（女性相談員が対応）
☎毎週火～木曜日 午前10時～正午 午後1時～4時
場駅前出張所内相談室
定5人（電話による事前予約制）

⑨人権相談 問人権・男女共同参画課 ☎0811
プライバシーの侵害など基本的人権についての相談（人権擁護委員が対応）
☎7月8日（水） 午後1時～4時
場市民相談室

⑩心配ごと相談 問社会福祉協議会 ☎995-3636
日常生活における心配ごとや悩みごとについての相談（心配ごと相談員が対応）
☎7月7日（水）・21日（水） 午後1時～4時
場身体障害者福祉センターやすらぎ ☎998-7616
（心配ごと相談専用電話）

⑪生活困窮者自立相談 問社会福祉課 ☎0493
経済的な問題などの心配ごとについての相談（生活困窮者自立相談支援員が対応）
☎毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
場社会福祉課 ☎949-6317
（生活困窮者自立相談支援専用電話）

⑫こころの健康相談 問保健センター ☎995-3381
不眠・不安などによるこころの病気やひきこもり、高齢者の認知症などについての相談（専門医が対応）
☎7月5日（月） 午後1時～2時30分
場保健センター
定2人（電話による事前予約制）

⑬消費生活相談 問商工観光課 ☎0336
悪質商法などに関する問題や借金問題など消費生活全般についての相談（消費生活相談員が対応）
☎毎週月～金曜日 午前10時～正午 午後1時～4時
場消費生活センター
※受付は商工観光課

⑭内職相談 問商工観光課 ☎0274
内職の求人、求職のあっせん、および相談（内職相談員が対応）
☎毎週火曜日 午前10時～正午 午後1時～3時30分
場市民相談室

⑮若年者就職相談 問ゆまにて ☎996-0123
若年者（40歳未満、学生・生徒可）の就職、転職、職業能力などについての相談（キャリアカウンセラーが対応）
☎7月7日（水）・21日（水） 午前10時～正午 午後1時～4時
場勤労青少年ホームゆまにて
定5人（電話による事前予約制）

⑯教育相談 問教育相談所 ☎995-0077
児童・生徒の言動やいじめ・不登校に関する事など教育についての相談（専任教育相談員が対応）
☎毎週月～金曜日 午前9時30分～正午 午後1時～4時
場教育相談所（八条小学校西隣）

⑰家庭児童相談 問子育て支援課 ☎0472
子どもの家庭での養育上の心配や悩みごとについての相談（家庭児童相談員が対応）
☎毎週月～金曜日 午前9時～正午 午後1時～4時
場家庭児童相談室

⑱子育て相談 問だいら児童館 ☎999-0321
子育ての不安や悩みごとについての相談（家庭教育アドバイザーが対応）
☎7月15日（水） 午前9時～正午
場だいら児童館（わんぱる）
定3人（電話による事前予約制）

⑲子育てコーディネーター 問子育てほっとステーション ☎951-0229
就学前のお子さんの子育て関連情報の提供や子育ての不安・悩みごとを窓口または電話で相談
☎毎週月～金曜日 午前10時～午後4時
場やしお子育てほっとステーション

⑳休日・夜間納税相談 問納税課 ☎0330
市税・国民健康保険税の納付についての相談 ※相談はなるべく電話でお願いします
☎7月4日（日） 午前9時～午後4時
毎週木曜日 午後5時15分～7時
場納税課